

第六十五回国会 法務委員会 議 録 第十一号

昭和四十六年三月十二日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 岡沢 完治君

石井 桂君

河本 敏夫君

千葉 三郎君

永田 亮一君

山田 太郎君

理事 鍛冶 良作君

理事 福永 健司君

江藤 隆美君

島村 一郎君

中尾 栄一君

田中 武夫君

青柳 盛雄君

出席政府委員

警察庁刑事局長 高松 敬治君

法務政務次官 大竹 太郎君

法務大臣官房司 貞家 克巳君

法制調査部長 辻 辰三郎君

法務省刑事局長 羽山 忠弘君

法務省矯正局長 村山 松雄君

文部省大学学術 松尾 正雄君

局長

厚生省医務局長 井内慶次郎君

委員外の出席者

文部省初等中等 教育局長 瀨戸 正二君

最高裁判所事務 総局民事局長 牧 圭次君

最高裁判所事務 総局刑事局長 福山 忠義君

法務委員会調査 室長

委員の異動

三月十二日

辞任

中澤 茂一君

補欠選任

田中 武夫君

第一類第三号

法務委員会議録第十一号 昭和四十六年三月十二日

同日

辞任 田中 武夫君

補欠選任 中澤 茂一君

本日の会議に付した案件

民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)

刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出第八一号)

法務行政に関する件(大阪刑務所の不祥事件)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案並びに民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案の各案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。岡沢完治君。

○岡沢委員 最初に、きわめて小さいことから質問に入らせてもらいたいと思います。

それは、今度の法案の中に「通事」ということばがあります。通訳という意味だと思いますが、一般には「通事」ということばはあまり使わないと思えます。あえて「通事」ということばを使われた理由ですね。やはり国民に簡単にすなおに受け入れられるような通訳ということばでいいのではないかと思えますが、通訳と「通事」とではどこか違うところがあるのか、お伺いいたします。

○眞家政府委員 御指摘のとおり、「通事」というのは非常に古いことばでございます。刑事訴訟法におきましては「通訳人」ということばになっ

ておりますが、実は民事訴訟法におきましては「通事」という表現を用いておりまして、今回の立法にあたりましては、なるべく民事訴訟法自体に影響を及ぼすという態度をとりまして、そのために「通事」ということばを踏襲したわけでございますけれども、御指摘のとおり内容が同じだと存じます。古めかしい表現であるということは間違いないことでございますが、一応基本法である民事訴訟法にならつたということでございます。民事訴訟法のほうが改まりますればおのずからそういう表現を用いることになるはずでございますが、今回のところは民事訴訟法にならつたということと御了解願いたいと思うのでござい

ます。

○岡沢委員 これも小さい点でございますが、「財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、三十五万円とみなす。」これは法第四条でそうなされておられます。従来はたしか民事訴訟用印紙法の第三条で五万円だった。いかに物価の変動とはいへども七倍でございます。いま対前年比七・七%でもたいへんな問題になっているときに、同じような基準で比較できるものでもございませんが、このように三十五万円と七倍も大幅にお上げになつた理由をお伺いいたします。

○眞家政府委員 財産権上の請求でない訴訟につきましては、現在裁判所法第二十四条、三十三条あるいは民事訴訟法第二十二條の規定によりまして地方裁判所が取り扱うということに裁判権の上ではなつていられるわけでございます。これらの事件は、簡易裁判所が取り扱うにいたしました。これは複雑、困難でございますし、訴訟の結果によつて当事者が得る利益あるいは失う損失というものは、地方裁判所に取り扱わせるのにふさわしい事件であるということができると思ひます。そして、そ

のことは裁判所法の改正及びそれに伴う民事訴訟法の改正によりまして、裁判権のほうではそういうことになつていられるわけでございます。したがって、そういうた裁判所の手数もかかりまして、当事者の利益が大きい事件の申し立ての手数料の額というものは、やはりそれ相応の額でなければならぬというふうに考えたわけでございます。したがって、この種の事件につきましては、裁判権の帰属に合わせまして地方裁判所の取り扱います財産権上の請求の訴えのうち最も低いところ、つまり三十万円をこえるわけでございますから、三十万円をこえ三十五万円までは五万円をこえて同額ということになりますので、そこで三十五万円とみなすことになりました。その地方裁判所の一番低いものに合わせるといふことになつたわけでございます。

○岡沢委員 いまの御説明はよくわかりましたけれども、それなら昨年事務管轄の改正があつた裁判所法の改正のときに、大体同時に当然これは改正されるべきじゃなかつたかという気がするんでござい

ますが、その辺はどういう事情でござい

ますか。

○眞家政府委員 確かに仰せのとおり裁判所法の一部改正の際にあわせて考へるのが、いまとなりましては適当だといわざるを得ないかと思ひますが、何ぶんにも昨年のいまごろにおきましては、訴訟費用法全般につきまして考へをまとめたつ

あつたと申しますか、着手の段階でござい

ますけれども、どういふふう

に申し立て手数料というものをきめていくか、その段階におきましては、初期でござい

ますから、あるいはこういふ趣旨と申しますか、金額の多寡によつて上げていくの

のか、それとも何かほかの別の考へをとりま

して固定的にきめるの

のか、あるいは外国の立法令にござい

ますように、申し立ての段階、それ

から証拠調べの段階、裁判の段階というふうに分けて、手数料をそれぞれ取っていくというふうな考え方をとるかというふうな点が、まだ検討当初であったのでございます。したがって、その段階で、従来とつておりましたように、事物管轄の限度額と非財産権上の請求のみし価格というものを一致させるということが、実は決断がつかなくたつたわけでございまして、もう一年検討したいというふうな考え方をいたしましたのでございます。

○岡沢委員 別の質問でございますが、第一条に「他の法令に定めるもののほか」というふうな規定がありますが、「他の法令」というものは具体的にどのようなものが考えられるわけでございませぬか。

○眞家政府委員 今回提出いたしました法律案は、たとえば民事で申しますと、民事訴訟費用等に関する法律に、しかも明確に定めるといふことをねらいとして、この規定を設けたいと思つて、たゞ民事訴訟費用等に関する事項といたしましては、非常に各手続法にわたつて、それぞれの個性がございます。したがって、それらの手続法等におきましてそれぞれ固有の規制をしていられる面がございます。そういう点まで全部取り込むという事はいたしませんし、まず何よりも当事者間の費用の相関関係、つまり費用の負担関係というふうなものは、これは各訴訟手続法の固有の原則によつて定められているのでございます。一例をあげますと、たとえば民事訴訟法で申しますと八十九条以下に、そもそも訴訟費用を何びとが負担するかという原則的な規定がございまして、それがございまして、それがござらつと並んでいられるわけでございまして、そういうものまで取り込むという事はやや行き過ぎではないか、そういうものは訴訟法にまかせ、あるいは民事の五百五十四条もそれでございすし、非訟事件手続法の二十六条から三十二条にかかけましても、そういう費用の負担あるいは国庫の立てかえというふうな規定がございすし、なお破産、会社更生法等につきましてもそういう規定がございす。あるいは訴訟上の救助

○眞家政府委員 今提出いたしました法律案は、たゞ民事で申しますと、民事訴訟費用等に関する法律に、しかも明確に定めるといふことをねらいとして、この規定を設けたいと思つて、たゞ民事訴訟費用等に関する事項といたしましては、非常に各手続法にわたつて、それぞれの個性がございます。したがって、それらの手続法等におきましてそれぞれ固有の規制をしていられる面がございます。そういう点まで全部取り込むという事はいたしませんし、まず何よりも当事者間の費用の相関関係、つまり費用の負担関係というふうなものは、これは各訴訟手続法の固有の原則によつて定められているのでございます。一例をあげますと、たとえば民事訴訟法で申しますと八十九条以下に、そもそも訴訟費用を何びとが負担するかという原則的な規定がございまして、それがございまして、それがござらつと並んでいられるわけでございまして、そういうものまで取り込むという事はやや行き過ぎではないか、そういうものは訴訟法にまかせ、あるいは民事の五百五十四条もそれでございすし、非訟事件手続法の二十六条から三十二条にかかけましても、そういう費用の負担あるいは国庫の立てかえというふうな規定がございすし、なお破産、会社更生法等につきましてもそういう規定がございす。あるいは訴訟上の救助

○眞家政府委員 第二條、民事訴訟等の費用の範囲、額等については、いわゆる列挙主義に改められました。従来は概括主義だつたと思つて、その利害、また列挙主義にはそれなりの利点があつてこそ新しく御採用になつたと思つて、やはり欠陥もそれなりに考えられるわけなので、どういふメリット、デメリットをお考えになつておるか、考えられる点を御指摘いただきたいと思つて、

○眞家政府委員 御承知のとおり、現在の民事訴訟の費用の範囲につきましては、現行の民事訴訟費用法の第一條で「権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度ノ費用」といふようなことで限度を画してあるわけでございす。二條以下はそのうちの一部分につきまして金額を定めていられる。したがつて範囲につきましては、この一條がものをいふと申します。一條によつてその範囲の限界が画されると解釈せざるを得ない、こう思つてございす。それが非常に抽象的な表現を用いており、すなわち、個々の事件におきまして一体訴訟費用に入るのか入らないのか、権利の伸張または防禦に必要な費用と見得るのかどうかという点に若干の疑義がございすものがあつたわけでございす。

○眞家政府委員 第二條、民事訴訟等の費用の範囲、額等については、いわゆる列挙主義に改められました。従来は概括主義だつたと思つて、その利害、また列挙主義にはそれなりの利点があつてこそ新しく御採用になつたと思つて、やはり欠陥もそれなりに考えられるわけなので、どういふメリット、デメリットをお考えになつておるか、考えられる点を御指摘いただきたいと思つて、

○眞家政府委員 わが國の民事訴訟につきましては、弁護士強制主義、つまり弁護士でなければ法廷活動ができないという制度はとつておりませんけれども、現実の問題といたしまして、よほど簡単な事件でございせん、訴訟を遂行するにあたりましては弁護士を代理人とすることが必要であるといふことは否定できないところでございす。そこで俗なことは訴訟のための費用といふことを考えます場合には、弁護士に対する報酬、弁護士に支払つた報酬といふものが非常に大きなウエイトを占めるということも間違いないところでございす。したがつて、これが法律上の訴訟費用の範囲に入らないといふことは、裁判による國民の救済を不十分にするものだという非難は確かにあるわけでございまして、そういう観点からは、弁護士に対する報酬も、何らかの限度におきまして民事訴訟費用の一部にするといふことが適當であるという意見が唱えられております。これは先ほど御指摘の臨時司法制度調査会の意見を見ても明らかでございす。しかしながら、これは臨時司法制度調査会の審議の際にも意見が出ましたし、また現在におきましても、おむねそれと同様の議論がなされているように見受けられるのでございす。したがつて、こういう方向に對し

○眞家政府委員 第二條、民事訴訟等の費用の範囲、額等については、いわゆる列挙主義に改められました。従来は概括主義だつたと思つて、その利害、また列挙主義にはそれなりの利点があつてこそ新しく御採用になつたと思つて、やはり欠陥もそれなりに考えられるわけなので、どういふメリット、デメリットをお考えになつておるか、考えられる点を御指摘いただきたいと思つて、

○眞家政府委員 御承知のとおり、現在の民事訴訟の費用の範囲につきましては、現行の民事訴訟費用法の第一條で「権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度ノ費用」といふようなことで限度を画してあるわけでございす。二條以下はそのうちの一部分につきまして金額を定めていられる。したがつて範囲につきましては、この一條がものをいふと申します。一條によつてその範囲の限界が画されると解釈せざるを得ない、こう思つてございす。それが非常に抽象的な表現を用いており、すなわち、個々の事件におきまして一体訴訟費用に入るのか入らないのか、権利の伸張または防禦に必要な費用と見得るのかどうかという点に若干の疑義がございすものがあつたわけでございす。

○眞家政府委員 わが國の民事訴訟につきましては、弁護士強制主義、つまり弁護士でなければ法廷活動ができないという制度はとつておりませんけれども、現実の問題といたしまして、よほど簡単な事件でございせん、訴訟を遂行するにあたりましては弁護士を代理人とすることが必要であるといふことは否定できないところでございす。そこで俗なことは訴訟のための費用といふことを考えます場合には、弁護士に対する報酬、弁護士に支払つた報酬といふものが非常に大きなウエイトを占めるということも間違いないところでございす。したがつて、これが法律上の訴訟費用の範囲に入らないといふことは、裁判による國民の救済を不十分にするものだという非難は確かにあるわけでございまして、そういう観点からは、弁護士に対する報酬も、何らかの限度におきまして民事訴訟費用の一部にするといふことが適當であるという意見が唱えられております。これは先ほど御指摘の臨時司法制度調査会の意見を見ても明らかでございす。しかしながら、これは臨時司法制度調査会の審議の際にも意見が出ましたし、また現在におきましても、おむねそれと同様の議論がなされているように見受けられるのでございす。したがつて、こういう方向に對し

○眞家政府委員 わが國の民事訴訟につきましては、弁護士強制主義、つまり弁護士でなければ法廷活動ができないという制度はとつておりませんけれども、現実の問題といたしまして、よほど簡単な事件でございせん、訴訟を遂行するにあたりましては弁護士を代理人とすることが必要であるといふことは否定できないところでございす。そこで俗なことは訴訟のための費用といふことを考えます場合には、弁護士に対する報酬、弁護士に支払つた報酬といふものが非常に大きなウエイトを占めるということも間違いないところでございす。したがつて、これが法律上の訴訟費用の範囲に入らないといふことは、裁判による國民の救済を不十分にするものだという非難は確かにあるわけでございまして、そういう観点からは、弁護士に対する報酬も、何らかの限度におきまして民事訴訟費用の一部にするといふことが適當であるという意見が唱えられております。これは先ほど御指摘の臨時司法制度調査会の意見を見ても明らかでございす。しかしながら、これは臨時司法制度調査会の審議の際にも意見が出ましたし、また現在におきましても、おむねそれと同様の議論がなされているように見受けられるのでございす。したがつて、こういう方向に對し

してはやはり消極論もかなり根強いように思われるのでございます。つまりそういう議論をされるほうからは、敗訴者に弁護士に対する報酬まで負担させるというのではあまりに酷いものではないか。特に敗訴者というものが非常に経済的弱者であることが多い現状を見ると、これに報酬まで負担させるということは、ますますその負担が大きくなって、道義に反することになりはしないかという御意見がございまして、また弁護士報酬を訴訟費用化するということは、必ずしも弁護士に對する報酬を法定化するというよりなことで結びつくものでは理論的にはないわけでございますけれども、どうも事の成り行きとして、弁護士に對する報酬というものが低い水準に押えらるるという傾向を生みやすいかというよりな懸念と申しますか議論もあるわけでございます。この点は諸外国にも例はございます。訴訟費用化しております代表的なものとしては、英国あるいはドイツでございますけれども、アメリカはそういうたしてありません。

〔小澤(太)委員長代理退席、田中(伊)委員長代理着席〕
それでアメリカの雑誌などを見ますと、これがイギリスの法廷に比べて時代おくれであるとか、劣つていという批判もございまして同時に、どうも英国では、あまり訴訟費用がかかり過ぎて、これは敗訴になつたらたいへんなことになる。アメリカでは、そんなひどいことはないからまだだというような擁護論もあるそうでございます。

そういう点等も考えますと、やはりこれは一方的な理屈だけで割り切るといふことはむづかしいのではないかと。もう少し反対論といふものにも十分耳を傾け、そういたしまして、こういふ法律事務に携わる方々の御意見が一致し、あるいは国民の声もそれを要求するといふよりな段階に、初めて考えるべきことではないだろうか。一方的ではなからうかといふふうに考えまして、将来の検討にまつという態度にいた次第でございます。

○岡沢委員 その点よく承知いたしました。従来手数料を取られまして期日指定、弁論続行、答弁書あるいは証拠の申し出等のいわゆる中間の申し出に、今度はそれをお取りにならないようになりまして、その理由といひますか、根拠といひますか、それをお願いいたします。

○眞家政府委員 現行法におきましてはあらゆる申し立て、つまり独立した手続を開始するといふようなものでありませんで、あらゆる中間的、付随的な申し立てについて必ず印紙を貼用することが要求されておまして、十円あるいは二十円という、今日の経済事情から申しますときばならぬといふようなことになつておるのでございまして、ところが、申し立ての中には、先ほど申し上げましたように、期日指定の申し立てとか、あるいは証拠の申し出などというように、どんな事件でも必ずひんばんに数多く行なわれることが予想されている申し立てでございます。こういった申し立ての手数料といふものは、そもそも考えてみますと、訴えを起すことといふこと自体の中に事柄として含まれておるべきものでないだろうか、そう考えられますので、こういった中間的な申し立てにつきましては、無差別にそのつど形式的にあまりたいした意味のない金額の金銭を徴するといふことは、手数料の徴収のしかたといひまして、いかがであらうかといふことがまず考えられたわけでございます。これを実際的に見ましても、こういった各種の申し立てにつきまして、中身は正しくても手数料を納めないから不当に却下するといふようなこと、これは理論的にはそうすべきものかもしれないけれども、それを繰り返していったのでは、結局は事件の迅速な進行を妨げるということにもなるわけでございます。また当事者の側から見ましても、裁判所の側から見ましても、そういったさまざまな印紙の貼用、それを調べるといふような事務のわずらわしさから解放いたしまして、当事者も裁判所のほう

も本案の主張とそれに対する防御ということに勢力を注ぐということが望ましいのではないだろうか。こういった見地からかなり大幅にそういった中間的な申し立てにつきましては手数料を徴しない、印紙の貼用を要しないといふことにしたわけでございます。これはたとえて申し上げますと、中間的、付随的な申し立ての大部分でございますから、弁論の続行申請あるいは証拠の申し出、取り立て命令、転付命令の申し立てでございますと、破産あるいは会社更生等におきましては執行処分を申し立てる、あるいは強制執行におきまして執行処分を取り消しを申し立てる、あるいは支払い命令に対する異議についてこれを手数を徴しない。それから公平の観点から訴訟救助あるいはその取り消しの申し立てといふようなものにつきましてもこれを徴しない。その他たくさんございまして、重要なものを申し上げますれば以上のようものでございまして、なお現在は厳格な意味では申し立てであるとは考えられませんが、答弁書のようなものに至るまで一々印紙を貼用させていたのでございまして、これも当然はずれる、つまり印紙の貼用を必要としないといふことにならうかと考えております。

○岡沢委員 そういふ中間の申し立ての手数料を省かれた反面かもしれないませんが、手数料の額についてはかなり思い切つた改正案を提出しているわけでございますけれども、訴訟の提起の手数料の額について、別表第一の一項で三十万円とされた点、これは裁判所法の改正等とも関連があると思ひますが、各刻みが従来の一万円から五万円になつておる理由、特に五万円といふのはどこから出てきたのか。それからこれは従来あまり低過ぎたからだといふことで理解できますけれども、会社更生、破産等の申し立てが現行の十円、二十円、百円から一挙に三万円、倍率からいふとたいへんなものでございまして、引き上げられた理由。こまかいことでございますが、この辺の事情を御説明いたしたいと思います。

○眞家政府委員 御指摘のとおり、現在の訴えの提起の印紙につきましては、十万円、五十万円といふのが一つの切れ目になつておまして、訴額に對する手数料印紙額の率がだんだん下がるようになつておるわけでございます。つまり低額のものにつきましては、中間のものにつきましては〇・七%、高額のものにつきましては〇・五%といふふうになつておるわけでございます。このように下がつておるといふことの理由を考えると、やはり手数料の額といふものは純粋に訴訟目的の価額の多寡に基づいて、それに比例してきめるといふ考え方もございまして、そういう考え方をとつておられません。つまり手数料の額のうち、下積み分と申しますか基本料金のものがあるわけでございます。そういう部分については率が高くなつておる、それ以上の部分については低率で逓増していくといふような仕組みになつておるわけでございます。

そこで、そういった十万円、五十万円という金額でございますが、これはかなり古くから申してございまして、これを調べてみますと、もちろん刻み方のこまかいところは違つておりますけれども、昭和二十三年以来、十万円、五十万円といふものをその率の変わる分岐点と申しますか、そういう柱として立てていたわけでございます。しかし、経済事情が昭和二十三年からはかなり変動しております。一般に訴訟目的の価額がうんと上がつておる、また一件当たりの事件処理に要する経費も非常に高くなつておるわけでございます。そこでこの十万円、五十万円といふ金額は、その後の経済事情に合わせまして、もう少し移動させるのが適當ではなからうかと申す。もう少し考えたわけでございます。これは必ずしも事務管轄の三十万円と密接に合つておるわけではございません。ただその基準といたしましては、三十万円以下の訴訟といふものは低額訴訟と申しますか、低、中、高と分けますと低のほうに入らなからうか。したがって、三十万円までの分については一%、それから百万円までの分につ

いては〇・七%、それをこえるものは比較的高額の訴訟といたしまして〇・五%という低い率の減の利益を得させるといふように考えた次第でございます。

○岡沢委員 わかりました。

次に、刑事訴訟費用法案に関連して、一、二お伺いするわけでございますが、第二条によりますと、「公判期日若しくは公判準備につき」となっておりまして、新たに公判準備についても規定されているわけでありまして、訴訟費用の範囲が現行と変わったことなるのかどうか。刑事では現在公判前に裁判官が取り調べる証人、鑑定人等に対する旅費、日当、宿泊費等の支給については、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法が適用されているわけでございますけれども、本案では公判の前後で区別してないように読み取れるのでございますが、その辺御説明願いたいと思ひます。

○眞家政府委員 結論から申し上げますと、被告人その他の者に負担させることができる訴訟費用の範囲は、現在の解釈と全く変更がございせん。現在「公判ニ付」という表現を刑事訴訟費用法がとっておりますけれども、これは公判準備、つまり第一回公判期日後に公判期日外で証拠調べをいたします場合の証人、鑑定人に支給する費用というものは、刑事訴訟費用の中に入っていたわけでございます。

そこで、裁判所の行なり手続と裁判官の行なり手続とあるわけでございますが、裁判所の行なり手続における証人、鑑定人に対する給付といたしましては、まず公判期日にやる場合があります。これは当然刑事訴訟費用に入ります。それから公判準備、つまり先ほど申し上げました第一回公判期日後に公判期日外で証拠調べをするというような場合、これも現行法の解釈として訴訟費用の範囲に入つていたわけでございます。裁判官の行なり手続といたしましては、これは第一回公判期日前に被告人あるいは被疑者、弁護人の請求によりまして、証拠保全の手続をいたす場合がござい

ます。これは刑事訴訟法第七十九条でございすが、この場合にも証人に対する給付を必要とするわけでございまして、それから第一回公判期日前のものといたしましては、検察官の請求によつて証人尋問の手続をする場合、これは刑訴法二百二十六条、二百二十七条でございまして、そういう場合もございまして、こういつた裁判官の行なり手続につきましては、現行法で、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法によりまして、その一条によりましてその金額が定められていたのでございますが、これはむしろ現行法におきまして、今度の改正法におきまして、訴訟費用の範囲には入りません。

そこで、今度の法律案は、訴訟費用の範囲とあわせて、刑事の手続において証人等に給付するものの内容を規定しているわけでございまして、訴訟費用になるかどうかということとは関連がない規定もあるわけでございまして、ところが、従来二つの法律によつてそれぞれ額が定められていたのでございますけれども、その根拠といたしましては、いずれも刑事訴訟法の規定でございまして、これが訴訟費用になるか否か、つまり被告人に負担させるべき訴訟費用になるか否かという点によりまして、法律を二つに分けておくといいことは不便でもあるし、必ずしも望ましいことではないのではないかと、いふふうに考えまして、今度の法律案では、そういう被告人等に負担させる訴訟費用の範囲、それに見合うものと、それ以外の裁判官、裁判官が刑事の手続の上において証人等に給付するその内容というものをあわせて規定することにしたわけでございまして、今後は一本になりまして、先ほど申し上げました公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法は、その題名も改めまして、結局検察官の取り調べる場合だけに關する法律にするというふうな仕組みにしたわけでございまして。

○岡沢委員 最後、証人の日当、宿泊料等に關連してお尋ねいたしますけれども、従来は法律事項でございしたたね。今度は最高裁判所が定める

額の範囲内で裁判所が定める。法律事項からこういふふうにして最高裁判所の規則に改められた理由はどこにあるのか、お尋ねします。

○眞家政府委員 証人等の日当その他旅費、宿泊料等の額でございまして、これは御承知のとおり、最近数年間にございまして、経済事情に合わせまして、毎年少額ずつ増額をいたしております。そのたびごとに国会の御審議をわすらわしたわけでございますが、こういった他の者に対する給付の内容でございまして、経済情勢の変動に合わせて常時変えていかなければ適当でないというようなものにつきましては、最近の立法例といたしましてはほとんど法律以外の、法律以下の法形式に委任しているものが大部分でございまして、たまたまこの民事、刑事の訴訟費用は非常に古い法律でございまして、それを法律の形式によつて金額を上げていくという形式を従来踏襲していたわけでございますけれども、同じく裁判所関係でございまして、家事審判あるいは民事調停における証人等につきましては、家事審判法による申立手数料等規則というふうなものがございまして、これはすでに古くから古くからと申しまして、もちろん戦後でございまして、ずつと裁判所の規則で金額を定めることになつていたのでございまして。

それで、今度それらを統合いたしますにつきましては、これを法律で金額まで定めて、経済情勢に合わせて少額ずつ変更していくというのには、やはり現代の要請にはかえつてマッチしないのではないかと考えまして、給付額の上限の決定は最高裁判所の規則に委任するという態度をとつたわけでございます。これは司法関係あるいは行政関係についても同様でございまして。たとえば、議院に出頭する証人の旅費、日当でございまして、こういったものも支給規程がございまして、両院の議長協議によつてきめるといふような形になっているわけでございまして、そういった司法、立法、行政、各方面の立法例になつたということ

でございます。

○岡沢委員 最高裁判所にいまの証人の旅費、日当に關連してお尋ねいたしますけれども、今回のこの規則できめようとしておられる証人、鑑定人の日当の最高額は大体どれくらい予想しておられるか。それとあわせて、現実に支給する場合の基準、これは各級裁判所がそれぞれきめると思ふのですが、やはり最高裁判所が基準をお示しにならなければならぬと思ふのです。基準ですね、その基準と關連して当然この日当の性格というものが問題になるだろうと思ふわけですが、最高裁判所は日当というものはどういふふうな規定されておられるのか、もちろん人によつても違ふと思いますが。

あわせて、時間の關係で、当然いま公訴訴訟なんかで、ドイツからレント博士を呼ぶというふうな問題も起こつてこようと思つてございまして、いわゆる外国からの証人の喚問に關連して費用、日当等についてどういふ御配慮をなさつておられるのか。あわせてお尋ねします。

○眞家政府委員 お尋ねのうち、日当額でございまして、現行法におきましては証人の日当も千六百円と定められておるわけでございまして、それから鑑定人その他の分につきましては千四百円でございますが、定められておるわけでございまして。したがって、この刑事訴訟費用等に関する法律が成立いたしましたならば、最高裁判所の規則を定めて、その額の上限を定めなければならぬことになりかと思ひます。現在準備でございまして、事務的には一応それを千六百円の証人等を千七百円、それから鑑定人等の千四百円を千五百円に引き上げたというふうな考えをお尋ねしてございまして。

それから、その支給でございまして、証人日当の性格あるいは鑑定人等の日当の性格につきましては、私どもは特に法律に規定はございませんけれども、一応証人が裁判所に出頭するために要したるいろいろの湯茶あるいは弁當等の費

用、そういう意味で実質的に自分のほうから支払った雑費、そういうものを補償する面が一つと、それから裁判所に出頭することによってみずからの本業のほうが行なえなくなったということに伴って、得べかりし利益が得られなかったという意味での逸失利益の補償という二つの面があるうかというふうに考へておられるわけでございます。それに従つて証人日当等の額を考へていかなければならないのではなからうかというふうに考へております。

したがいまして、各裁判所が証人の日当額を個々のにきめる際に、いまの二つの要素を勘案してそれぞれおきめになることだというふうに考へております。ただ、各地によりましては多少の事情もございまいしうけれども、個々の裁判所の決定がちがはくになるということも必ずしも好ましいことではございませんので、ある程度一応の基準を定めまして、予算執行の適正もはかるというふうな見地から、一応各地に裁判所のこいう基準というところで流しているものがございまして、その基準に基づきまして、各裁判所がそれぞれ具体的ななやはり基準を定めまして、その範囲内、あるいはそれに従いまして受訴裁判所が個々の具体的な証人あるいは鑑定人等の日当額を現実にはきめておるといふ仕組みでございます。

○岡沢委員 外国の証人等の点については。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 御承知のとおり、現在東京地裁においてサリドマインド訴訟というものが係属してあるわけでございますが、これにつきまして原告側からレント博士外四名の外国証人の申請がございまして、被告側からも同様五名の外国証人の申請があるわけでございます。また札幌地裁におきましては、種痘後遺症事件が係属しておりますが、この訴訟におきまして原告側からマイルス外四名の外国証人を申請しております。これらの証人が尋問することに決定せられ、現実に出頭して尋問を受けるといふことになりまして、これは在廷証人として旅費、日当、宿泊料が支給されることになると存じます。

なお、この両訴訟におきましては、原告側に訴訟救助が許与されておりまして、出頭日当、旅費等は国が立てかえて支払うということになるかと存じます。

○岡沢委員 終わります。

○田中(伊)委員長代理 青柳盛雄君。

○青柳委員 今度の改正で、この民事訴訟の手数料の基準が一応きまっておりますけれども、その基礎になる訴訟物の価額についてどういふ基準でどう評価するかというところは、具体的に個々のケースを見てきめられることだと思ひますが、それはこの法律には触れておらないようでございますけれども、これはどういふふうな基準を設ける御予定でございまいしうか。

○員家政府委員 御指摘のとおり、訴訟の目的の価額は基本的には訴えをもつて主張する利益によつて算定されることになるとは思ひますが、具体的にこの利益をどう金で計算するかという問題は、非常に現実の問題といつたしまして困難な問題でございます。抽象的に申し上げますれば、原告が全部勝訴の判決を受けたとすれば、その判決の内容の實現によつて幾ら利益を受けるか、その利益を金銭的に評価して算定するということになるわけでございますが、その利益の算定というものは、通常の場合には客観的に何人の目から見ても明白でございますけれども、事案によりましては、個々の具体的な事案によりまして算定が非常に困難な場合が生ずることがあります。これは、御指摘のとおりでございます。この問題につきましては、最終的には受訴裁判所が健全な裁量によつて決するということになるわけでございます。この点につきましてはは外国の立法例等を見ましても、最終的にはそういう態度をとつて見なすわけでございます。したがいまして、そういう個々の具体的な裁量というものを内容とする面があります以上、これを抽象的に法律の規定をもちまして規定し尽くすということはしよせん困難だということになつたわけでございます。そういうふうな意味合いで、これにはいろいろな現

実の基準が設けられていられるようでございますが、法律におきましては、それをかりに書くといつたしませんが、同義同語反復と申しますか、きわめて抽象的なものにならざるを得ないということから、法律で書くという態度はとらなかつたわけでございます。

○青柳委員 法律でそういう基準を設けるのは技術的な観点から実情に必ずしも合致しない、あるいは公平性が保てるかどうか疑問だというふうなことも現にあると思ひますけれども、それはそれとして、それを認めるとすれば、具体的には個々の裁判所がきめるといひましてはこれは裁判所の扱ひがそれぞれ独自であると、ある裁判所へ持つていけば安いが、向こうの裁判所へ持つていくと高いというふうなことになるまいか、どうも不公平になる。管轄はいずれも法律できまつていられるわけでありまして、管轄は必ずしも法律できまつていられるわけでもありませんが、しかし、法律できまつていられる管轄も必ずしも一専属管轄とは限りは限らない場合もあつたので、扱ひ方によつては別な裁判所へ持つていってもいいわけでございます。そういうことと、甲の裁判所へ持つていくと高いけれども、乙の裁判所へ持つていくと安いということがあり得ては不合理だと思ひます。そこで最高裁判所のほうでは何かそれを統一するようを規則でもつくるようを予定がございまいしうか。これを裁判所当局にお聞きしたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 最終的には訴えをもつて主張する利益の額、これを受訴裁判所が判断してきめるといふことにならうと思ひるのであります。受付段階におきまして事務処理の円滑を期するといふ観点から、昭和三十一年十二月十二日に民事局長通知というものを各裁判所に流してございまして、この中で一応の基準というものをきめておりました。受付段階におきましてはそれと処理をするといふことにはいたしてあります。

○青柳委員 その民事局長通達ですかによる受付事務の統一の内容は周知されているわけでありまして、それについてはいまこの訴訟法の改正にあ

つて検討を要するといふようなものは、いまのところ見受けられないわけではしうか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 前向きに検討をしておりますが、何ぶんにもなかなか困難な問題でございまして、目下研究中でございます。

○青柳委員 また別な質問に移りますが、今度簡易裁判所の事務管轄が三十万円ということになつた関係から、地方裁判所の管轄すべきものが、例の財産上の請求でないものといふことで、必然的に三十五万円がきめられるといふふうな形に理解されるわけでございますけれども、これは訴訟費用法のほうでこの財産上の請求でないものは管轄の關係では三十万円をこえるものといふふうにしてきめられたといひましたけれども、費用の点では当然に三十五万円にしなければならぬといふ合理的根拠があるかどうか、ちよつと疑問に思ひます。そこで、いままで財産上の請求でない事件といふものがどの程度あつて、今度三十五万円といふことでこの法律をきめていくと、どのくらいの増収になるのか。このことをお調べになつたことがあるかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 まず事件の統計をお話し申し上げます。

昭和四十三年度におきまして、既済事件の総数が八万一千三百二十四件でございますが、そのうち人事訴訟が三千四百四十一件、その余の非財産権上の訴訟及び訴額算定困難な訴訟、これが六百八十九件でございます。合計しますと三千八百三十三件。昭和四十四年度におきましては、既済総数が八万四千五百九十二件、そのうち人事訴訟が三千四百四十五件、その他の算定困難な訴訟、非財産権上の訴訟が五百二十五件、合計三千九百四十件といふ件数になつております。

今度の改正法におきまして、これらの訴訟がどの程度改正手数料の結果増額になるかといふことは、個々の問題については正確に検討したわけではございませんが、非財産権上の訴訟の訴額を三十五万円とした場合には、おおよそ一千万円の増

収にらうかと思ひます。

○青柳委員 一千万円の増収はなかなか捨てたものではなと思ひますけれども、法律的に考えて、行政事件とかあるいは非財産的請求、人事事件、そういったものは地方裁判所の管轄なんだというにすることは、必然的に三十万円をこえるんだからそれは三十五万円の計算でいいんだということになるのかどうか。その点についての合理的な検討は行なわれたのかどうか。訴訟法の中で、管轄は管轄、費用は費用で別に考えてもふしぎはないと思ひますが、その点は検討されたかどうかですね。

○眞家政府委員 確かに御指摘のとおり、管轄の問題とみなし価額の問題は論理的に結びつくものではないと存じます。しかしながら、現実の訴訟の内容を考へてみますと、そういった財産権上の請求でない訴訟につきましては、一般にその手数と申しますか、内容の困難性という点から申しますと、まさに地方裁判所の管轄に属させるべき事件でございまして、その内容も複雑困難である、また、当事者がそれによつて得喪する利益というものもかなり重大なものがあるというふうに考へられるわけでございまして。そこで、こういったものにつきまして、特に手数料の点で優遇すると申しますか、安い価額に合わせるというののも一つの立法論としては考へられるわけでございましてけれども、やはり裁判所の一般的な手数料をどれだけかけるかというように着目いたしますと、せめて地方裁判所に持つていく訴訟の最低のものに見合う程度は手数料を徴収すべきではなからうかというふうに考へられるわけでございまして。

そこで、こういった同じような制度を持つておられますドイツの法制なども調べましたが、ドイツにおきましては、千五百マルクが管轄の分岐点、一般に千五百マルクをこえれば地方裁判所に事件がまいるのでございませうけれども、こういった非財産権上の請求につきましてはこれを三千マルクとみなす、これはたしか現在、その手数料が七十マルク程度だと存じます。日本の法制よりはや

高い手数料を取つておりますから、その程度にならぬのでございませうが、そういった点も研究していただけてございませう。

なお、先ほど事件数の紹介が裁判所当局からございましたけれども、そのうち人事関係の訴訟におきましては、これは家事調停ではまかない切れない事件でございませうから、おのずからその内容がこじれていくと申しますか、複雑困難であつて、かなりの手間がかかるということが一般的に言えるかと存じます。また、非財産権上の請求として重要なものは、株主総会の無効確認等の会社訴訟でございませうが、これは非常に複雑困難な訴訟であるということ、これは申し上げる必要もないかと存じます。

さらに、非財産権上の請求について、必ずこの規定によりまして三十五万円とみなされるかということになりまして、必ずしもそうはならないのでございませうが、「一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。」という規定でございませう。したがつて、たとえば人事関係の離婚とか婚姻の無効とかそういった純粋な人事訴訟にあつては、慰謝料の請求なり財産分与の請求というものがくつつきませう場合には、その金額によつて計算するということになるわけでございませう。その場合には、この三十五万円とみなして計算するといふ規定は初めから適用はなくて、財産権上の請求をあわせてしてございませうので、そのほかにやることになるといふ意味におきまして、その実数と申しますか、現実に非財産権上の請求として手数料のほうも取り扱われる事件というものはその一部になる、若干はそうでないものがあるという点を申し上げておきたいと思ひます。

○青柳委員 民事の訴訟費用の負担は敗訴者に行なはせるといふのが原則のようでありませうが、これは日本の実情では、追ひ打ちをかけるといひま

すか、勝訴したのだから、訴訟費用まで敗訴した被告からびしびし取り立てるといふようなことは比較的少ないように見えますが、最高裁判所としては、その訴訟費用の申し立てがどの程度全体の事件との割合——民事の事件では、いわゆる示談、和解とか調停とかいうことで、訴訟費用は各自負担ということになりますけれども、最終的には判決で確定をするというような場合の費用取り立ての申し立てがどの程度、全体としてのパーセンテージでよろしいと思ひますけれども、いまの実績では行なわれているかどうか、お調べになつたことがありませうたら、説明していただきたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 意外に数は少のうございませう。地方裁判所で申し上げますと、昭和四十年七百九件、四十一年七百五十三件、四十二年六百七十五件、四十三年六百九件、四十四年六百四十六件、簡易裁判所で申し上げますと、昭和四十二年七百六十五件、四十一年七百六十六件、四十四年四百六十六件、各既済件数に比しまして、きわめて少数であるということが言えると思ひます。

○青柳委員 いまの数は、非常に少ないということ、その絶対数だけ見ればそのとおりでございませうが、既済事件の数がお示しになつたし、パーセンテージが出されませんでしたから、全体から見ると、大まかにいつて何%くらいかということ、お調べになつたことはありますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 概数でございませうが、百件に一件程度ということを申し上げてよろしいかと思ひます。

○青柳委員 次に、刑事訴訟の費用についてお尋ねをしたいと思いますのでありますが、刑事裁判で有罪になつた被告に訴訟費用を負担させる、これが原則で、あとは裁判の中で、全部または一部を免除してやる、あるいはいよいよ確定後の取り立ての段階で、また事情によつては免除の決定もあり得るといふことのようにありますが、これも私は

実績を知つておく必要があると思ひのでありませう。いままで、本来被告に負担させるべきものがこのくらいであるのだけれども、裁判の結果では、この程度免除されている、あるいはその後執行段階でまたさらにどのくらい減つていくというようなことに ついて、調査をしたことがありませうたら、それを御説明したいと思ひます。

○牧最高裁判所長官代理者 四十四年度の統計で申し上げますと、地方裁判所、簡易裁判所、いわゆる一審でございませうが、それを合計いたしました、有罪とされた人員が七万一千九百二十九件でございませう。そのうち、判決において訴訟費用の負担を命ぜられなかつたというものが、二万四千七百二十三件でございませう。比率にいたしますと、大体三四・四%くらいになるかと思ひます。なお、お話しのように、確定後、訴訟費用の負担を命ぜられた者が執行免除の申し立てということができるわけでございませうが、その分は、申し立てが千八百十五件ございませう。免除されたものが千六百九件ございませうので、概略五九%くらいが免除を認められております。

したがつて、それらを全部合算をいたしますと、三六%程度が訴訟費用の負担を免除されているということになるかと思ひます。

○青柳委員 判決あるいは決定の段階での数はわかりました、取り立て実績というものはこれと全く同じではないと思ひますけれども、それもお調べになつたことはありますか。

○牧最高裁判所長官代理者 実績の点は裁判所のほうで関係いたしておりますので、わかりかねるわけでございませう。

も、支払われる段階もあると思うのですが、そういうものから受刑者に負担させられたものを差し引くというのではやっていますか。やっていないと私は思うのですけれども、その点も……。

○眞家政府委員 お答え申し上げます。そういうことはやっております。

○青柳委員 二五%の徴収不能については、もうそれ以上の実績をあげることは困難だということから従来どおりのやり方でやっていますか、それとも何か実績をあげようというふうな方策を考えているのか。私もからいえば、犯罪者とされて追及される人たちは概して社会の落後者でございまして、そういう人たちに訴訟費用を負担させるというのは二重の処罰のような感じもするわけでありまして、だからこれを嚴重に取り立てるといふことが、社会的に見てまた人道的に見ても、必ずしも妥当であるかどうかというところは相当な疑問があると思うのでありますが、そういう点で実績が必ずしも一〇〇%いってないということもありまして、さらにこれを強行取り立てをするというよりなことを考えますれば、ちよつと逆行的な感じがするわけでありまして、この点、いかがでございませうか。

○眞家政府委員 確かに訴訟費用の負担というところは、一種の不可罰的要素が入っているわけでございます。被告人に対してそういうものをすべて取り立てるといふのは、有罪の判決を受けたにいたしましても酷ではないかという見方もあるわけでございますが、御承知かと存じますけれども、日本の刑事訴訟費用というものはかなり限られた範囲でございまして、外国の立法令にございまして、有罪にされたら裁判所に手数料をかけたから手数料を取るかあるいはその他の費用を負担させるといふようなたてまえをとっておりません。その意味におきましては、被告人の負担にとつてはかなり寛大と申しますか、それほど手きびしくはない立法だといふことがいえるかと存じます。これをあくまでも取り立てるのは酷ではないかといふ御指摘でございますけれども、こ

いつた点につきまして、先ほど来説明がございましたように、執行の免除の申し立てというふうなことで考慮いたしております。また、裁判所が訴訟費用負担の裁判をされる際には、十分資力といたしても考慮されて訴訟費用の裁判がなされるわけでございます。その後におきましては、これは一種の国の債権ということになるわけでございます。私、所管ではございせんけれども、おそれくこれを他の一般のものよりも特に嚴重に區別して、あくまでも取り立てるといふ特別の扱いがされていくというふうなことはないと存じます。一般の手續によりまして徴収できないという場合には、これは徴収不能ということで負債になる。つまり国の債権の取り立てといつたしましてケリがつくというところになるわけでございます。

○青柳委員 反面から申しますと、つとめさすればそれで不法行為に基づく損害賠償あるいは不当利得、そういうふうなものは返さなくても済むのだ、だから財産上の犯罪を犯して得た不当な利得を名前を変えてどこかに隠匿してかく、そして刑をうけて出てきてからそれを使うというふうなまことに不届きしごくな人間もいることは事実だと思つて、だから、そういうのに対して、被害者側から見ると、何としてでも弁償してもらわなければならぬという気持ちが強いわけでありまして、それはそれとして、そういうふうな場合でも訴訟費用のほうは徴収不能ということに済ますようにしているのかどうか。そこまではもう立ち入れないのだ、犯罪人が犯罪行為によつて得たものをどこかに隠匿してしまつて、どうもその所在を追及することは困難であるから、もうそれについては努力を一切やめてしまふのだというふうなことでやっていると申すのか、この辺のところもちよつと関連してお尋ねしておきたい。

○眞家政府委員 もちろん訴訟費用の負担を命ぜられた者が財産を持っていないといふことになりますれば、これはもう一般の原則によりまして強制執行する、差し押えをすることもできるわけでございます。したがしまして、これは極端に申

しますと、隠匿のしかたが非常に巧みであるといふようなことになりまして、これは普通の努力ではできないといふことはあり得るわけでございますけれども、これは一般の不法行為による損害賠償の請求に對しまして確定判決をもらひましても同様でございます。その点について特に刑事訴訟費用については甘くしてどうか辛くしていかうかといふことはないのであります。一般の民事判決によりまして場合と同様に、その部分は検察官の命令がございまして債務名義になるわけでございます。それによつて差し押えといふことは不可能ではない。ただ実数としてこれはそれほど多いとは承知いたしておりませんけれども、全く一般の原則と同様でございます。

○田中(伊)委員長代理 それでは次に、法務行政に關する件について調査をいたします。

○岡沢委員 最初に高松警察庁刑事局長に、その後の大阪刑務所を中心とした入試問題の窃盗にかかわる事件について、捜査状況—新聞等でも報道されている範囲でけっこうでございますし、また捜査の秘密の限界は十分わきまをえたいと思つて、社会的に大きな耳目を集めておりますし、またやはり適切な処置とタイミングを失しない措置といふことも必要かと思つて、差しつかえない範囲内でその後の捜査状況を明らかにしていただきたいと思います。

○高松政府委員 三月九日までの捜査状況につきましては、先般の十日の当委員会御報告申し上げました。

それで、その後事件は、御承知のように一月三十日に大阪市西区で善旭生という男が何者か殺されたといふところから端を発したわけですが、それをいろいろ調べておりますうちに、入学試験にからむ何か不正があるやうだといふことで、い

る捜査をいたしました。三月の五日になりまして尾崎増義、家弓光司、この二名の者を逮捕して取り調べをいたしました。両方とも強盗殺人で無期懲役で大阪刑務所に収容されていた者でございます。次いで、これらの関係者の調べを進めておりますうちに、尾崎、家弓の共犯として宮里栄三、これも強盗殺人で無期懲役に処せられておりました。四十四年の十月十五日に大阪刑務所を仮出所になつたといふ男でございますが、これを窃盗の共犯容疑で逮捕いたしました。さらに大阪刑務所の看守部長の阪口登、それから看守三反崎益三、この二名の者を贈収賄容疑で三月十日に逮捕いたしました。現在取り調べ中でございます。

○岡沢委員 受験生とその父兄あるいは仲介者の法律的な責任あるいは被疑者とした場合の適用条件については、前回私は当日十日の日に九州に行つておりましたので、委員会には出席しておりませんでした。新聞等の報道によりまして、高松刑事局長は、事件の進展等を見守つて総合的に判断したい。現に事件は進展中でございますし、当該父兄あるいは学生あるいは社会に与える影響といふのはきわめて大きいだけに、適時適切な措置が必要だと思つて、その意味からやはり現時点においてどういふ法令が適用されるのか。い

われますように、偽計業務妨害罪が成立するかどうか、被疑者として取り調べの対象にすべきかすべきでないかといふのは、やはりいまの段階ではつきりしておかれる必要があるだろうと私は思つております。また新聞等でも警察庁と法務省とで協議をなさつておられるといふふうな聞いておるわけでございます。もちろん仲介者にもいろいろ種類があると思つて、父兄あるいは学生の責任といふものはそれぞれ違つて思つて、その辺について、その後どういふふうな結論と申しますか、根拠と申しますか、方針でこの事件の捜査に当たろうと思つておられるか、お尋ねいたします。

○高松政府委員 警察庁といたしましては、本件の事件については殺人の犯人の捜査、これがもち

ろん中心でやっております。贈収賄関係につきま
しては、捜査二課の者が応援にかけまして、その
点もやっております。それからその仲介者、父
兄、それから学生——もう学生は一部でございま
すけれども、ある程度それらの関係の人について
も調べをいろいろやっております。それでまだ全
部済んだという段階ではございませんが、これら
のいろいろな態様があるわけではございません、これら
のいろいろな態様にらみ合わせまして、その事実判断
の問題を検討してまいりたい。これは、おっしゃ
るように非常にむずかしい点がございます。そう
いう点で法務省と私ども、あるいは現地の大阪府
警と大阪地検というものがそれぞれいま協議して
いるが、まだ結論が出ていないという状態でござ
います。

○岡沢委員 そのすると、いま殺人罪とか贈収賄
罪は、これは法律的問題はなないと思っておりますが、
問題は、やはり仲介者あるいは父兄あるいは当該
学生、いまのお答えによりますと、もう一部調べ
ておられる、それは参考人としてなのか被疑者と
してなのか、被疑者とすればどういふ罪名による
被疑事実なのか、その辺もやはり明らかにしてい
ただく必要があるかと思っております。

○高松政府委員 現在のところ参考人ということ
で調べております。

○岡沢委員 刑法二百三十三条の偽計業務妨害罪
については、昭和八年の判例もございまして、い
まのお答えで参考人という局長の御答弁がござい
ました、常識的にわれわれが報道を通じて知っ
ている範囲内でも、やはり仲介者の特定の人、
現にそれによって利得を得ている、それがもう反
復した行為が行なわれているというようなことを
考えますと、やはり刑法二百三十三条の被疑者と
して調べるという厳正な態度も必要ではないかと
私は思うわけでございますが、この見解について
はどうでございますでしょうか。

○高松政府委員 現在のところ参考人として調べ
ている、こういうふうに申し上げたのであります
が、さらに調べがいろいろ進んでまいりまして、

その行為の態様その他がさらに明確になった場合
には、被疑者として調べる場合も当然出てくるで
あろうというふうには私は予想しております。た
だ、その場合の適用法が何になるかということ
は、多少いろいろ問題がある、そういう点でいろ
いろ関係のほうとも連絡をとりながら検討を加え
つつあるのが現在の段階でございます。

○岡沢委員 この事件に関連した学生の処分等に
つきましては、いま村山大学学術局長もお見えで
ございましてけれども、文部省としてもきびしい態
度で臨むということは、大臣等の御見解も発表され
ております。しかし、これはやはりいまちよう
ど入学試験の時期であるということを考え、また
大学生を持つ父兄がいかに多いかということも考
え、また学生自体に与える心理的影響を考慮しま
した場合には、やはり個人的な感情等は抜きにして
厳正な態度を求めるのが、私は正しい教育行政の
姿勢だとも思いますが、だからといって、責任の
ない者、あるいは証拠の不充分な者の一生を破滅
におとしめるような軽率な処分もあってははいけ
ない。その辺は非常にむずかしいところござい
ますが、それだけに、私はこの事件については、
警察庁あるいは今後事件の中心的な役割りを果た
される検察庁あるいは法務省、それから大学ある
いは厚生省、これらの連絡といいますが、手続的
にあるいは事実関係の情報交換に十分遺憾のない
連絡が必要だと思っておりますけれども、
特にとりあえず当該学生の処分をなさる場合に手
続的にはどういふ順序になるのか。たとえば警察
からリストをもらわれて、もちろん警察のほうで
お調べになった結果にもよると思いますが、大学
当局が第一義的に処分をされる。それを文部省と
しては、指導監督という問題が大学問題のときに
大きな課題になりましたけれども、どの程度の指
導性を皆さんのほうで発揮なさるのか、また大学
の見解と文部省の見解が違った場合にどういふ措
置が法的に講ぜられるのか、あるいは事実上どう
いう方針で、いま申しました大学と文部省の見解
が違った場合の処置をとらうとなさっておりますの

か、その辺、文部省の見解をお聞きしたいと思ひ
ます。

○村山(松)政府委員 今回の不正入学事件に関与
した学生の処置につきましては、前回の当委員会
でも御説明申し上げましたように、これは本来的
に大学において処置すべき事柄でございますが、
文部省としても必要と助言を与えてまいりたいと
思っております。大学にいたしましては三月八日
に、入学取り消しなどのきびしい処置をとるとい
う学長談話を発表されております。文部省もこれ
を支持しております。なお、三月十日の評議会に
おきまして、学長の方針を支持し、十人からなる
不正入学問題の調査委員会を発足させることを決
定いたしました。調査並びにその対処のやり
方としては、基本的には入学取り消しを含む
きびしい処置ということでございますが、御指摘
のように、本人の事情等よく調査して、かりそめ
にもこの事情をよく知らないで間違つた処置がと
られることがあつてはならないわけでございます
ので、その措置をとるにあたりましては、まず
もって警察当局等の捜査の結果を承りまして、そ
れに基づきまして慎重に判断の上措置されるもの
と考へております。

大学の判断と文部省の判断と食い違つた場合ど
うかという御指摘でございますけれども、学生の
入学、卒業の認定というようなことは大学のいわ
ば専管的な事項でございます。大学がたゞいま御
説明しましたような基本方針で進む以上は、文部
省の考え方と食い違ひが生ずることはないと思
っております。

○岡沢委員 いまの御答弁とも関連するわけでご
ざいまして、やはりその警察庁の調べがなけれ
ば、だれがそれに関係したかということとはわか
らぬわけですね。そういう点で警察庁と大学、ある
いは検察庁、法務省と大学との連関関係につ
いて、すでに何か事務的な話し合いが進まれている
のかどうか、あるいはこれは警察庁のほうから積
極的に大学にも御連絡しておられるのか、大学か
ら要求がなければ警察庁としては御連絡にならな
いのかという点。

それから大学としては、いわゆる事件の進展と
おつしやいますけれども、これは裁判ということ
になれば、通常の場合でございまして数カ月から
数年かかるわけではございませんと数カ月から
をお考えになるのか。先ほどお答えにございま
したように、受験生あるいはその父兄の関係の度合
いもおそらく個人個人によつて違ひと思ひます
し、また本犯であります窃盗なりあるいは贈収賄
事件等の関係はどういふ時点で大学としてはおと
らえにらうとしておられるのか。

○村山(松)政府委員 まず大学の対応関係のほう
から御説明申し上げます。

不正入学というようなことになりまして、これ
がかりに司法事件、刑事事件に関連がなくても、
大学としてはそういう事実があれば、その事実
に基づいた厳正なる措置がとられるわけございま
す。しかし、今回はたまたま刑事事件に関連して
事情がわかつてまいりましたので、できる限り警
察当局等の捜査の結果を大学としては通報を受け
まして、それを基礎にして諸般の調査を進めた
い、かように考へておるようでございます。す
でに新聞等に報道される少し前に、その刑事事件の
捜査に関連いたしました、不正入学がからんでお
るらしいということで警察から大学に御連絡が
あつたようでございます。大学としては最初は
捜査に協力するという形で関与しておりました。
不正入学が、全貌はわからないにしても、あ
ることは間違いないと判断される時点になりました
ので、大学からも警察等に積極的に御連絡を申
し上げ、警察のほうからも御連絡をいただいてお
るようでございます。今後とも連絡を緊密にいたし
まして、できるだけ真相を解明して、正確な事実
の上に措置をするということにならうかと思ひま
す。

○高松政府委員 大阪府警察本部と大阪大学ある

いは大阪市立大学との間ではかなり緊密に連絡をとっており、問題が問題でございますので、非常に極秘にやっておりますけれども、連絡はかなり緊密にとっておりますようでございます。

それから蛇足でございますけれども、当初問題が盗まれたという段階で、大学で盗まれたのか刑務所で盗まれたのかということから、大学当局はその当時からいろいろ連絡をとっていたわけでございます。

○岡沢委員 警察としては大学と十分連絡をとっていたのだ。

最近の新聞報道によりますと、阪大とか市立大学以外の私学の大学の入試問題の売買といいますが不正事件というのも報ぜられておるわけでございますが、警察のお調べの段階ではそれが出てきておるのかどうか。

それからもう一つ、村山大学局長に、いわゆる私学の場合と官立の大学の場合と学生の身分に、この入試不正事件に関連した場合、取り扱いに差があるのかどうか、お尋ねいたします。

○高松政府委員 現在の段階では、私学についてはそういう問題は出ておりません。

○岡沢委員 そうすると新聞のほうは先ばしつてゐるということですか。

○高松政府委員 どういうことであらう報道がされたのか、私どものほうもわかりませんが、現在の段階ではそういう問題は出ておりません。

○村山(松)政府委員 学生の入退学の認定等につきましては、国公立と私学とで、法律関係は別といたしまして、教育上の問題としては差がないと存じます。したがって、私学におきまして、不正な方法で入学をしたということが判明すれば、それによって厳正な措置がとられるものと考へております。

○岡沢委員 ちょっと質問の角度を変えますが、矯正局長に伺います。この入試の抜き取り事件と関連して、大阪刑務所の江村所長は、入試問題が盗まれることはやむを得ないのだという意味の、問題の漏洩は防げないんだという趣旨の発表を、

もし新聞記事が正しければしておられるわけでございます。ほんとうに刑務所で入試問題を扱うことが事実上不可能であれば、前回の委員会でも質問がありましたように、また御答弁がありましたように、現在相当数の大学の入試問題あるいは官吏の試験問題が扱われているというご自体、これはもう改めなければならぬわけでございますが、江村所長の真意がどこにあるか私ともわかりませんが、矯正局長としてはどういふふうにお考えでございますか、お伺いいたします。

○羽山政府委員 私のほうは、絶対にこの種の事犯が未然に防止できなかったというふうには考えておりません。

○岡沢委員 大阪刑務所長といえ、これは行刑官吏の中でも最右翼の中のお一人だし、江村所長御自身が相当な識見の持ち主だと私は考えておりますけれども、この所長自身が、ここにございませぬ毎日新聞の報道が正しいとすれば、脱走だけに気を配るのに精一ぱいであつて、問題の漏れは防げないという御見解です。矯正局長は、そんな心配はない。しかし、第一線の、しかも現職所長がおつしやつてゐることと矛盾があるわけなので、私は矯正局長のほうの信用したいのですけれども、現実にはどういふ問題が起つてゐるし、この前の法務大臣の御答弁でも、過去二回、試験問題が抜き取られそうになつたという事実もあるようでございますから、やはり簡単に安心できないのではないかと、いふふうに考へますが、重ねて局長の見解を聞きます。

○羽山政府委員 具体的な案件に即して申し上げますと、今回、大阪の刑務所に犯人が侵入いたしました昨年十一月十五、十六日の当時、三十万七千枚という注文でございまして、冊数にいたしまして七万八千冊というもののうちから十六冊が盗まれた。江村所長が申しますのは、そういう多数のところから少数が盗まれたので点検がむずかしいといふことを言つたのではないかと、それが江村所長が言わんとする真意ではなかつたかと思つてございませぬ。

しかしながら、私どもは、もし点検が不可能だとかむずかしいというふうなことでありますならば、それは注文をとり過ぎたのではないかと、いろいろな別の面で反省すべきこととございまして、点検もできないような作業を引き受けておいて、事故が起きて、それはできないというの、私どももいたしましては、少し考へ方をおかしいのではないかと。現在どうすれば事故が起きないようにできるかといふことを鋭意検討すべき段階だと思つてございませぬ。

○岡沢委員 前回の法務委員会では植木法務大臣が御答弁になりました、京都と名古屋の入試問題が漏れそうになつた事件、わかつてゐる範囲で、どういふ事情が詳しくお答えいただきたいと思つてございませぬ。

○羽山政府委員 時期がはずれも一月ごろでございます。京都の事件と申しますのは、やはりこれも、出所いたしました者が内部の者と通謀いたしましたので、答案用紙を印刷に従事いたしました受刑者が抜き取つて外に出そう、こういう計画をいたしました事件でございます。この手口は、外に出ております受刑者が刑務所に参りまして——これは、受刑者本人が来たのではないようでございます。別の、刑務所では全然顔もわからぬような、初対面のよりの共犯が参りまして、偽名で事務用の紙の袋多数の印刷を発注いたしましたわけでございます。そうすると、事務用の袋の印刷がたまたま入学試験問題を印刷いたしました工場と同じ工場で行なわれておつた。それらの点につきましては、内部におります受刑者が手紙で連絡をとつたようでございます。それで、違つた印刷物を同じ工場に印刷いたしましたので、そのでさうがかりました問題の若干を、すぐそばで印刷いたしました。それをおき事務用の袋の中に入れておきまして、それを袋は袋で梱包いたしました。注文主のところへ送る、こういう手口であつたやうでございます。

しかしながら、これは刑務所の施設外におきま

す共犯の間で仲間割れが生じて、その当時京都の刑務所に密告いたしましたまいりまして、搬出前に発見いたしました、こういうことに相なつておるのでございます。これは事件が起りましたのが昭和四十年でございます。

それで、この経験にかんがみまして、全国の刑務所に指示いたしました。試験問題を刷る同じ工場での印刷物を刷るなどいふことを実施いたしました。今日に至つておるのでございます。

それから、名古屋の事件と申しますのは、昭和四十三年の一月中に二回不法に侵入して、侵入者が、内部の者が用意しておきました試験問題用紙を抜き取つて、またへいを越えて逃げたといふ事件でございます。これはたまたま申しました四十二年一月中に二回にわたつて起きておりました。それは、受刑者が看守のすきを見まして若干の部数を抜き取りまして、窓のすき間のようなところにはさみ込んでおくのでございます。そしてそれを何月何日に、窓のところにあるから盗みにこいといふような、暗号その他の方法で外部におります出所した者に連絡をする。その連絡によりまして、二回外へいを乗り越えて入りまして、合計百四十枚を盗んでいったといふことになつておりました。

これは、南山大学、愛知大学等の試験問題でございます。人物はよくわからないのでございますが、その問題を買つた人か、もつた人か、あるいはどうして入手したのかわかりませんが、その盗んだ問題を持つた人が大学当局に参りました。これはおたくの入学試験問題だといふことになつておるけれども間違いないかといふことを聞きに行つたのでございます。それで一挙に事が発覚いたしました。大学当局は至急にガリ版刷りで——大学当局も非常に御迷惑だつたと思つたのでございますが、すべての問題をつくり直し、ガリ版で刷つて試験を実施した。したがって、試験の実施上の実害はなかつた、こういうことになつておるようでございます。

○岡沢委員 いまの御答弁を聞きましたも、四十

年、四十三年、そして今度、しかも現実には各大学の入試問題は現在も刑務所で印刷を担当しておられるのが非常に多いというのを考えました。場合、私は矯正局長を信用しないわけではありませんが、昨年の金婚老の事件といい、これだけではございません。ここ数年間刑務所関係の汚職、腐敗事件は枚挙にいとまがないほど続発しておるわけでございますが、今後ともたして刑務所に試験問題あるいは官公吏の採用試験関係の印刷等、あるいはその他の機密文書の印刷をまかしていいのかどうかということについて心配するのは、私一人ではないと思うのです。

具体的にはどういふ対策を、今後こういふ事件の再発を防止するために考えておられるか、矯正局長として現時点で改善策についての見解がまとめられておりましたら、明らかにしてもらいたいのと思つておる。

○羽山政府委員 昭和四十年以来の事故にかんがみまして、入学試験問題の印刷につきましては、かなり詳細で、かなり厳格な取り扱ひ心得というよりなものも制定されておりました。それが今回大阪刑務所におきましてもあるわけでございます。私も私どもといつたしましては、これが確実に励行されるならば今度のような事故は起きないのではないかと、むしろ考へるわけでございますが、確実に励行がでないような、あるいは恐縮に存じておるのでございますが、たとえ職員などが介在いたしますれば、いかに詳細な取り扱ひ心得を出しても、これはもう何ともし難い方がないわけでございます。職員が介在するということとは、もうまことに遺憾千万と申さざるを得ないわけでございます。もし職員でないところで起きたといつたしますならば、それは結局、印刷工場に働かす受刑者の選定あるいはその行動観察というものを怠つたのではないかと、ことばを覚えて申しますと、受刑者でも、一人の人間のうしろにまた一人看守がつくといふようなことではとても仕事にあらぬわけでございます。ある程度信用

し、ある程度仕事をまかすといふことはやむを得ないと思つておるわけですが、しかし、信用するといふことと監督するといふことは別問題でございます。信用はしても、その毎日の行動を要所を要所を押さえてしっかり監督していくといふようなことができなかったものであろうか、またそれをもつとやるべきではないか。

それから、先ほど申しましたように、このたびの事故につきましては、四十五工場、四十六工場、受刑者が約百人でございます。それに対して、指導その他監督に当たりますが、技官を含めまして五人でございます。こちらの印刷機が故障した、そこで技官が故障を直しているときは、故障の修理に夢中になりますから、頭数にいたしますと、看守が四人になる。便所に行つて、また三人になるといふような状態でございます。結局、百人の受刑者がおれば三人で監視するといふような体制になるおそれがあるわけでございます。

そういうふうになりますと、はたして監視が十分に行き届くように適正に注文の量をとつたかどうか、その限界を越えて注文の量をとつたのではないかと、たとえて申しますと、大阪刑務所におきましては、昭和四十二年の注文学校教員と申しますか、注文をいただきました学校教員は二十七校でございます。これはあまりにも多いといふことで、逐年減らしまして、現在は十二校になつておるのでございますが、そういうふうにもあまりにも多くの注文をとり、そしてあまりにも多数の紙を管理するといふようなことが、そのすきをねらわれまして、引き抜かれるといふようなことになつていったのではないかと、いふふうにお考へるのでございます。

私は、昨日も、係を集めまして協議した際に申したのでございますが、大蔵省造幣局あたりで札を印刷しておるところの管理も一度見学にでもいかなければいかぬなといふことでございますが、試験問題と申しますのがこのように破格な値段で取引されるということになりますと、試験問題の

印刷工場というのは、非常に高額の有価証券を刷つておられるような工場ということになるのでありまして、そこに、受刑者百人に対して三人あるいは五人といふような看守でいいものであろうか、この辺についても十分徹底的に検討をし直さなければいかぬ、こういうふうにお考へておる次第でございます。

○岡沢委員 いま、試験問題が有価証券なんという話がありました。結局それは、買入人がある、あるいは入学難、特に医学関係に金がかかる。具体的には、やはりモラルの問題、医師のモラル、あるいはこれに関係した教育者が意外に多い。教育委員長あるいは小学校長といふような方がおられるといふようなことを考へました場合、やはりここでそつちの背景について考へざるを得ないと思つておるわけでございます。

時間もあまりございませんので、詳しい質問は差し控えたいと思つておるわけですが、文部省と厚生省に、何と申しましたも医学の入学試験が非常にきびしい、あるいは医師養成制度についての問題点がこの事件の背景にあつたことはいふまでもないと思つておる。医師の絶対数あるいは新しく医師の資格をとる医学生の数という問題もきわめて重要な、われわれとしては解決策の一つとして考へざるを得ないと思つておるわけでございますが、これに関連して、いま具体的に自治大臣が地方の医科大学の養成制度を発表なさつておられますし、この間のテレビでは日本医師会等も賛成だ、厚生省の意見については積極的にお触れになりませんでした。文部省あるいは厚生省は、この自治大臣の地方医科大学の新設の構想についてはどういふ御見解か、お尋ねいたします。

○村山(松)政府委員 文部省の関係につきまして御説明申し上げます。今回の事件の背景には、医師が足りないとか、あるいはその結果医学部の志願者が非常に多くて競争が激烈である、それからまた、一部医者といふのは、それだけの金銭的な犠牲を払つてもペイするものかといふような事態があるといふことが

指摘されておることは否定できないことでございますが、しかし、やはり一番大きな要素は、御指摘のようにモラルの問題ではないかと存する次第でございます。と申しますのは、比較するといふのは恐縮でございますけれども、アメリカにおきましても、医学部だけは非常に競争が激烈で、二十倍程度の競争率のところも珍しくございませぬし、またアメリカにおいては、医師といふのは、場合によつては日本以上に経済的には恵まれた職業といふ評価もあるわけでありまして、アメリカにおいてこの種事件が起こつたといふことを聞かないわけではございません。その点におきまして、文部省といつたしましては返す返すも遺憾に存するところでありまして、私どもの一つの反省といつたしましては、そういう不正な手段で入学しても修学でき卒業できるという大学教育のあり方について、もつと反省すべき点が多いのではなからうかと思つておる。本来、大学に入学する能力のない者が不正な手段で入学したとしても、その後の修学についていけない、そういう者は卒業できないといふきびしい大学教育であらねばならないではないかと思つておる。そういう点で反省いたしたいと思つておる。

それから、第一点の、自治省の計画しております医科大学の問題でございますが、これはまだ詳細な計画は承つておりませんが、概要のところは、僻地の医師が確保できない、普通の医科大学を出た者はなかなか僻地に行つてくれないといふことからいたしまして、政府つまり自治省でございますが、政府と地方公共団体が必要な資金を出し合ひまして学校法人を設立して、したがいました、形式的には私立の医科大学をつくるという計画でございます。ただ単なる私立の医科大学ではなくて、その資金を持ち寄るといふ点ももちろん変わつております。また修学中手厚い奨学措置などを講じ、そのかわり卒業すれば一定期間僻地の公立病院等に勤務するといふ条件を課するといふような私立の医科大学といふことに相なるわけでありまして、文部省といつたしましては、このように

措置をとられなくても、一般の医科大学で問題が処理されるのが、もちろん理想としては望ましいわけでありませうけれども、現実には僻地の医師が確保できないという事態は否定できないわけでありまして、形式的には私立の医科大学ということであれば、基準に合ふものであればそれは認可して差しつかえない、かように考えております。

蛇足ではございますが、特殊の行政目的から特殊の私立大学をつくるということは、厚生省関係で一つ実例がございまして、社会福祉の事業に従事する者の確保のために、厚生省が資金のめんどうを見て学校法人をつくり、日本社会事業大学というものが認可されております。事例は違いますが、趣旨とするところについては共通する点がある、現行法規に照らしまして可能である、やむを得ないという判断をいたしてございまして。

○松尾政府委員 第一点の医師の絶対数というものが不足ではないかという御質問でございますが、私どものほうは、やはり現在のわが国における患者数というものと対比をいたしまして、現在の医師では非常に足りないという考え方に立っております。したがって、一定の計画のもとに目標というものをつくりまして、文部省とも十分連絡の上それが達成されるようにということをお願いをしております。

それに関連いたしまして、自治省のいわゆる僻地大学の問題でございませうけれども、ただいま村山局長からいろいろと話がありました内容でございませうが、厚生省といたしまして、当初医学高専というよりな構想も出ておりましたが、少なくてとも医師の養成という問題でございませうので、中学卒業という段階で六年一回六年かけるのに中学卒業者を相手にするというのは基本的に当初は反対いたしました。しかしながら、いまお話しのように、そういう構想も変わりました、いわゆる正規の大学という形で僻地大学をつくりたいということでございます。私どもも、全体として医師不足という問題もございませう。なるべくこれに近い大学になりますような立場に立つて十分に

協力いたしたい、こういう姿勢になつておるわけでございます。

○岡沢委員 いま文部省と厚生省の責任の両局長から御答弁がございました。医師が絶対数として不足しているということには共通の認識でございます。われわれも同感であります。ただ、それをわかつておりながら、実際に医師をふやす具体的な努力になりますと、日本医師会がどういう態度をとるかどうかが別として、私の職業であります弁護士の世界を考へますと、やはり欧米先進国に比べて非常に数が少ないけれども、日弁連としては質が低下するということを大義名分にしながら、実際には弁護士の数がふえることを好まないので、自分の職域を守りたい、ライバルは少なくしたいというよりな気持ちがある、ライバルは少なくしたい、具体的な医師の増加ということになりますと、理屈はいろいろ何とでもつくものであります、反対をされる。いまは両局長とも、刃地対策としての地方の医科大学の新設について、自治大臣の構想になわ張りを超えて賛成されたことには非常に勇気を認めさせていただきます、私は敬意を表しますが、ぜひ前向きに検討していただきたい。あるいは実際に私はこの問題を契機に、逆にそういう医師不足をなくし、あるいは合理的な解釈を越えたい入試問題の売買という背景にある最大の問題が、やはり医師の入試試験の異常なむずかしさ、あるいはまた非常に金がかかるといふところに問題があるといふことを考へました場合に、災いを転じて幸いとすといふ意味からも、この際、医師の養成について思い切った改革が必要ではないか。その意味で村山大学学術局長がお答えになりました、一発試験で通つたらほとんど――医師の国家試験といふのも、ある人と言つて、看護婦の試験よりもむしろ甘いといふのが実情だと、私も親戚に医師が多いわけでありませうけれども、言いたいわけですが、日本の大学といふのが、やはり入試試験が、医学部だけじゃございませぬが、

非常にむずかしいけれども、入つてしまえば全くなまけて遊んでおつても、ほとんど無理をしてお願ひをしても卒業してくれ、国立大学なんかでもその傾向が強い。外国の例もございませうけれども、入学は広く門戸を開放して、勉強しない者あるいは大学卒業の資格を与えるにふさわしくない者は、やはり思い切つて落としていくということも一つの方法ではないか。そういう方向での御見解の表明があつたわけでございますけれども、ぜひそれを具体化する努力を、医学部だけでなしに各大学のあり方として検討していただく価値があるんじゃないかと私は思つてございませう。それから、もう時間がなくて恐縮でございますが、高松刑事局長に、大阪刑務所のいわゆる抜き取り、従来のボールに試験用紙を丸めて詰めて外へ投げた、その報道が、今度は看守が介在しての贈賄事件と変わつてきたわけでございますが、そうするとボールで投げたといふのは単なる架空の、あるいはその供述であつたといふふうに解していいわけでございますか。

○高松政府委員 四十三年、四十四年、四十五年、三度にわたつてあるわけですが、ボールに入れた投げたといふ供述がそのまま変わらないものもございませう。

○岡沢委員 そういふ事実もあるのですか。

○高松政府委員 そういふのもございませう。それからボールの形のものを投げたといふのもございませう。それから持ち出したといふのもございませう。いろいろその辺まだ関係者の供述は必ずしもみんな合致いたしませんけれども、いろいろな態様があるように思われます。

○岡沢委員 法務省の辻刑事局長せつかく御出席になりましたので、先ほどお尋ねいたしました偽計業務妨害罪、先ほどの質問にも申し上げましたように、父兄あるいは特に仲介者等が犯罪として対象になり得るといふ御見解かどうか、法務省の見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは学生について刑事上の責任があるかどうかとい

り問題でございませうが、これは先ほど警察の高松刑事局長が御答弁いたしましたように、現在の段階では、事実関係が具体的な場合に個々に違つておるようにも思われるのでございませう。事実関係が明らかになりませぬと、これに対して業務妨害罪の成立になるかどうかといふことは、どういふ現段階ではお答えできないようなことになつております。

一般的に抽象論、この問題から離れて考へました場合、この業務妨害罪といふものを考へました場合に、この妨害されるべき業務といふものが外形的に業務が妨害されるということ、これが本来の一つの犯罪の中心の内容をなしておると思ふのでありますが、それだけのものかどうかといふようにならざるかといふ問題があるかと思つてございませう。一般論といたしましては、私どもは十分研究いたしましたし、また本件が最終の検察処分に至るといふときには、具体的事案に応じて十分に研究をいたしたいと考へておるわけでございます。

○岡沢委員 現に具体的な事案が起り、取り調べが進行中でございますね。いまの刑事局長の御答弁、たとえば昭和八年の判例のように、業務の妨害は、業務の執行自体の妨害に限らない。いわゆる今度の場合は試験そのものは平穩に行なわれておるわけですね。試験の妨害があつたわけじゃないですね。しかし、広義ではわれわれは業務妨害が成立すると思つていますが、あの判例のように、学校の経営を阻害する場合は適用し得る。全体の執行を、たとえば試験の作成から入学者の決定までの段階で不正行為があれば、やはりこれは業務妨害だといふ解釈に立たれるのか。業務の妨害といふのをきわめて狭く解されて、試験業務そのもの、それ自身が平穩に行なわれたとしたら、この業務の執行の妨害は成り立たないといふ解釈なのか。その辺どちらをおとりになるか、お尋ねいたします。

○辻政府委員 業務そのものが妨害されるとか、妨害されるよりな状態になつておるといふ場合、

これはもうこの業務妨害罪が成立することは明らかに行なわれてしまつておる、平穩に行なわれておるといふ場合でございますが、この場合について、ただいま岡沢委員の御指摘になりましたような非常に広い意味の業務の適正が阻害されたという点まで、この業務妨害罪が成立するかどうかにつきましては、相当疑問があるかと思つております。いまの点がまさしく私どもが現在検討しておる問題でございます。

○岡沢委員 検討はわかりませんが、やはり結論を出してもらわないと、実際に事件は調べられないんじゃないですか。

最後に、大竹政務次官、矯正局長羽山さんにお尋ねをしたいと思います。

先ほどの羽山局長の御答弁でも、たとえば刑務所の役人が事件に介入するというような場合なら、もう試験問題の漏洩というのは防ぎ切れないというお話がございました。ある意味では非常に心配な御答弁でもあるわけです。ここでやはりなぜこういうふうな事件が、先ほど指摘をいたしましたように刑務所関係で続発するのか。これが単に一件、二件であればわれわれは心配しないわけですが、試験問題の抜き取りだけでも三回あった。ここ数年刑務所の汚職、不正というのがほとんどに耳目を聳動してあるわけなんです。私にはやはりこれは単にその人たちだけを責めるというのでは済まないような、やはりこの矯正関係の背景というものをこの際考えざるを得ない。

一つは、小林法務大臣も前に監獄法はこの通常国会で必ず改正する、今度はお出しにもなっていない、約束も守つてもらえない。法令の不備、これはある意味では立法機関のわれわれも責任を問われておるといふことにもなりますが、監獄法の改正自体が全くルーズに扱われてきて、実際には全く時代に合わないままの姿で放置されておる。われわれの怠慢がまたある意味では第一線の刑務官に対する怠慢の模範になつておるといわれてもしかたがない点があると思つておる。あるいはよ

くいわれますように、刑務官になり手が少ない。仕事上の誇りが無い、生きがいを感ずる人がなく、給与が悪い。いろいろ人の面での対策、やはりいい人を得なければ、あるいは誇りを持って、責任を持つて仕事に従事できる担当者確保できなければ、同じような問題が確かに起こると考へるのがむしろ当然になつてくるわけですね。これじゃたいへんなことでございますから、それに対する対策、あるいは刑務所の機構上の問題がございましてと思つて、これらについての矯正局長と政務次官の見解を聞いて、私の質問を終わります。

○羽山政府委員 監獄法の改正問題は、受刑者の処遇、あるいは刑事被告人の処遇というものが中心でございます。このたびのような事故というものに必ずしもつながるものではないように考へておるわけでございます。

御質問の第二の点、給与その他の問題でございますが、これは毎回一回と申しては語弊がございまして、こういう事故を起こしますたびに給与その他の御質問をいただきました。何と申しますか、御同情に對して甘えるようなことで、はなはだ御遠慮申し上げたいというふうな気があるのでございまして、お尋ねをいただきましたのであえてお答えを申し上げます。私どもは現在の刑務官の給与が、その職務と責任にかんがみまして、非常によくつり合ひのとれたものであるというふうには考へていないわけでございます。この点は本年の予算編成に際しまして、大蔵省、人事院その他に相当のお願いをいたしました。その結果、人事院におきましても大蔵省におきましても、私どもの事務当局といたしましては、相当めんどろを見ていただいたというところがある。これをまたさらに伸ばしていきたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

いま捜査中の案件でございますので、どうなるかわかりませんが、私どもは平素職員に對して、受刑者が出まして町ではつたり会うとか、あるいは飲み屋で会うとかいうようなとき

に、そういう人からごちそうになるというふうなことを、これがもう一生の破滅の始まりだぞということ強く指導いたしておるのでございます。施設の中では看守であり受刑者であるかもしれぬけれども、施設の外に出たらばわれわれは非常に弱いものだぞ、もし先生一ぱいどうですかというふうなことになつたときには逃げてこいということをお申しまして、もし何らかの機会に誘惑に負けたというふうなことがあれば、それを直ちに上司に報告してこいということを何回も平素申しておるのでございますが、どうもときどき誘惑に屈して遊興、まあ大体遊興が始まりでございますが、遊興と申しますか飲食物の提供、それからだんだんと現金を受け取るというふうな順序にいくようにございまして、これはまことに私どもの職員指導監督が不行き届きという点もございまして、職員自覚の欠如と申しますか、まことに遺憾千万でございます。さらにひとつ叱咤激励して責任感と自覚の向上につとめて、そしてこういうふうな事故を起こさないようにいたしてまいりたいと思つてございまして。

○大竹政府委員 ただいまの、そしてまた先ほどの局長からの御答弁でもおわかりのとおり、もちろん法律の不備とか待遇の問題とか、いろいろ直接、間接の原因がないとは私ども考へておりませんけれども、やはり一番大きな問題は、いわゆる綱紀が厳密に維持されてない、綱紀が弛緩しているという問題だろつと思つてございまして、これは現在刑務所のこと問題にはなつておりませんが、これもやはり役所全体、国家公務員全体、地方公務員も含んで、いわゆる役人全体ということにも関係がある問題でございますので、もちろん法務省といたしましては、いまお話がございましたように、法律を整備し、規則を整備いたしまして、待遇を改めますとともに、綱紀の厳正な維持ということに真剣に取り組んでいかなければならぬのではないかと考へておるわけでございます。大臣にもお話しいたしまして、その線に沿つてひとつ微力を尽くしたいと思つておるわけ

でございます。
○岡沢委員 終わります。
○田中(伊)委員長代理 次回は十六日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開くことといたしまして、今日は、これにて散會をいたします。

午後零時四十八分散會